

筑後市公式 Facebook ページ運用方針

(Facebook について)

第 1 条 Facebook とは、運営会社が運営するソーシャルネットワーキングサービス (SNS) で、実名登録で利用するのが特徴である。

(目的)

第 2 条 SNS として広く普及している Facebook を広報媒体として利用し、市政情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

(適用範囲)

第 3 条 この運用方針は、筑後市公式 Facebook ページ (以下、「本ページ」) を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 4 条 Facebook ページは原則として本市公式のものを一つ設置し、その管理は総務広報課が行う。どうしても本ページでの情報発信に不都合がある場合は、例外的に別途 Facebook ページを立ち上げるものとする。

2 本ページは、筑後市 (投稿用) Facebook アカウントを、投稿者権限に設定するものとする。

(投稿)

第 5 条 投稿者は、総務広報課職員とする。

2 投稿内容は、原則として当市の PR 情報、業務に関する情報、時節に関する情報又は緊急・防災情報とその関連情報とする。

3 コメントは原則行わないものとする。

4 「いいね！」ボタンクリックやシェアは原則行わないものとする。ただし、筑後市役所の組織内で運営しているページや、公式ページの確認がとれる国、地方公共団体又は公共性の高い団体の運用するページはこの限りではない。

5 投稿者は、投稿内容の担当部署を明記するものとする。

6 投稿内容に関しては、総務広報課がその責を負うものとする。

(遵守事項)

第 6 条 この運用方針のほか、筑後市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、筑後市公式 Facebook ページ利用規約、Facebook の原則、Facebook 規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

(停止または削除)

第7条 本ページの運用が困難と判断される場合には、当市公式ホームページに明記したうえで速やかに本ページを停止、又はアカウントを削除するものとする。

(その他)

第8条 この運用方針に定めがない事項については、総務広報課が適切な判断を行うものとする。

平成25年3月1日策定

平成26年9月29日改定

令和4年4月1日改定